

総社市告示第72号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成28年総社市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月28日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）		
サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）	サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）
旧介護予防訪問サービス	1～4 略 5 介護職員等処遇改善加算 <u>注</u> 基準告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定	10.0	旧介護予防訪問サービス	1～4 略 5 介護職員等処遇改善加算 <u>注1</u> 基準告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定	10.0

改正後		改正前	
	<p>している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 270</u> に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 287</u> に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 249</u> に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 266</u> に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 207</u> に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 170</u> に相当する単位数</p>		<p>している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 245</u> に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 224</u> に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 182</u> に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 145</u> に相当する単位数</p> <p>2 <u>令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 4 号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して</u></p>

改正後			改正前		
				<p>いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(4)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(5)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(6)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</p> <p>(7) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(7)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数</p> <p>(8) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(8)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数</p> <p>(9) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(9)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数</p> <p>(10) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(10)</u> $\frac{1}{1}$ から4までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数</p> <p>(11) <u>介護職員等処遇改善加算(V)(11)</u></p>	

改正後			改正前		
				<u>1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数</u> (12) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (12)</u> <u>1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数</u> (13) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (13)</u> <u>1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数</u> (14) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (14)</u> <u>1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数</u>	
旧介護予防通所サービス	1～11 略 12 介護職員等処遇改善加算 注1 基準告示第4号の基準（同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所（ <u>利用定員が19人以上である場合に限る。</u> ）が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算 (I) イ</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 111 に相当する単位数</u> (2) <u>介護職員等処遇改善加算 (I) ロ</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 120 に相当する単位数</u>	10.0	旧介護予防通所サービス	1～11 略 12 介護職員等処遇改善加算 注1 基準告示第4号の基準（同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算 (I)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 92 に相当する単位数</u>	10.0

改正後		改正前	
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 109</u> に相当する単位数	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 90</u> に相当する単位数
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 118</u> に相当する単位数	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 80</u> に相当する単位数
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 99</u> に相当する単位数	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 64</u> に相当する単位数
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 83</u> に相当する単位数	2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 4 号の基準(同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所(利用定員が 19 人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 4 号の基準(同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
2 基準告示第 4 号の基準(同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所(利用定員が 19 人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 81</u> に相当する単位数
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 117</u> に相当する単位数	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 76</u> に相当する単位数
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 127</u> に相当する単位数	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	1
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	1 か		

改正後			改正前			
	<p>ら 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 115</u> に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算 (II) ロ</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 125</u> に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算 (III)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 105</u> に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算 (IV)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 89</u> に相当する単位数</p>			<p>から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 79</u> に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (4)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 74</u> に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (5)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 65</u> に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (6)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 63</u> に相当する単位数</p> <p>(7) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (7)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 56</u> に相当する単位数</p> <p>(8) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (8)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 69</u> に相当する単位数</p> <p>(9) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (9)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 54</u> に相当する単位数</p> <p>(10) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (10)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 45</u> に相当する単位数</p> <p>(11) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (11)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 53</u> に相当する単位数</p> <p>(12) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (12)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 43</u> に相当する単位数</p> <p>(13) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (13)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 44</u> に相当する単位数</p> <p>(14) <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (14)</u></p>		

改正後			改正前		
				<u>1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数</u>	
基準緩和通所サービス	通所型サービスA費(所要時間 2 時間以上 3 時間未満) (1) 事業対象者, 要支援 1 <u>345 単位</u> (1 日につき) (2) 要支援 2 <u>348 単位</u> (1 日につき) 注 1~4 略	10.0	基準緩和通所サービス	通所型サービスA費(所要時間 2 時間以上 3 時間未満) (1) 事業対象者, 要支援 1 <u>333 単位</u> (1 日につき) (2) 要支援 2 <u>336 単位</u> (1 日につき) 注 1~4 略	10.0
短期集中通所サービス	1 通所型サービスC費 <u>495 単位</u> (1 日につき) 注 1~4 略	10.0	短期集中通所サービス	1 通所型サービスC費 <u>479 単位</u> (1 日につき) 注 1~4 略	10.0
	2~5 略			2~5 略	
	6 科学的介護推進体制加算 40 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た短期通所サービス事業所が, 利用者に対し短期通所サービス事業通所介護を行った場合は, <u>1 月</u> につき所定単位数に加算する。 (1) 及び(2) 略			6 科学的介護推進体制加算 40 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た短期通所サービス事業所が, 利用者に対し短期通所サービス事業通所介護を行った場合は, <u>1 日</u> につき所定単位数に加算する。 (1) 及び(2) 略	
別表第 3 (第 6 条関係) 介護予防ケアマネジメント費用額 (費用単位数, 単価)			別表第 3 (第 6 条関係) 介護予防ケアマネジメント費用額 (費用単位数, 単価)		
介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1 単位当たりの単価 (円)	介護予防ケアマネジメントの種類等	費用単位数	1 単位当たりの単価 (円)
ケアマネジメントA	<u>1</u> 介護予防ケアマネジメント費 442 単位 (1 月につき) 注 1 第 3 条に規定する指定第 1 号事業の <u>利用者</u> に対して, 計画を作成した場合に, 所定単位数を算定する。ただし, ケアマネジメントCによる計画を作成する必要があり, 当該計画に係る介護予防ケアマ	10.0	ケアマネジメントA	442 単位 (1 月につき) 注 1 第 3 条に規定する指定第 1 号事業の <u>利用を開始する際に</u> , 計画を作成した場合に, 所定単位数を算定する。ただし, ケアマネジメントCによる計画を作成する必要があり, 当該計画に係る介護予防ケ	10.0

改正後		改正前	
	<p>ネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>2 初回加算 300 単位</p> <p><u>注 新規にケアマネジメントAによる計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画又は介護予防サービス計画を過去 2 月以内に作成し、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費を算定している場合は、算定することができない。</u></p> <p>3 委託連携加算 300 単位</p> <p><u>注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。</u></p> <p>4 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注 基準告示第 4 号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「介護予防支援事業所」と読み替えるものとする。)に適合する介護職員等の賃</u></p>		<p>アマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。</p> <p>2 及び 3 略</p>

改正後			改正前		
	<u>金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防支援事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u>				
ケアマネジメントC	<u>451単位</u> (1月につき) 注1~3 略		ケアマネジメントC	<u>442単位</u> (1月につき) 注1~3 略	
			初回加算	300単位 注 新規にケアマネジメントAによる計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画又は介護予防サービス計画を過去2月以内に作成し、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費を算定している場合は、算定することができない。	
			委託連携加算	300単位 注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	

附 則
この告示は、令和8年6月1日から施行する。